

熊労発基 0511 第 2 号
平成 28 年 5 月 11 日

熊本県商工会議所連合会会長、殿

熊本労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添のとおり平成 28 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 4 号をもって厚生労働省労働基準局長から既に周知されていることと存じますが、小職からも改めてお知らせいたします。

平成 28 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 50 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 24 号）により、別紙の亜硝酸イソブチルなど 27 物質とそれらを含む製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正が行われ、平成 29 年 3 月 1 日より施行されます。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等の適切な管理が行われるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。